3　法附則第十二条の二の五第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4　法附則第十二条の二の五第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5　法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6　法附則第十二条の二の五第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7　法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8　法附則第十二条の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9　法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10　法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の七第一項を削り、同条第二項中「附則第十条の二の二の表の第二号の下欄に規定する機械で総務省令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置」を「附則第十条の二の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置」に、「電波機械の」を「レーダーの」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛行場」を「附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるもの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十条の二の二第六項」